

厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る  
経費の取扱いについて（要望）

厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費については、厚生年金基金規則附則及び年金局長通知「厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等に係る経費の取扱いについて」（平成19年12月28日年発第1228001号）により、平成20年度及び平成21年度の時限措置として、年金経理から業務経理に繰り入れることが認められております。また、年金局長通知「年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いについて」（平成20年3月28日年発第0328001号）により、財政検証の結果、掛金の引上げが必要となったときにおいても、掛金の引上げについて予め代議員会で議決していることを条件に繰入れが認められております。

一方、各厚生年金基金における記録の突き合せの事務処理には相当の時間と経費を要することが見込まれるところ、2年間の時限措置を当分の間継続するとともに、世界的な金融危機の影響を受け、掛金の引上げが困難な場合が多いため、今般の財政運営弾力化措置を受け、掛金の引上げを行わない場合においても、繰入れを認めていただきますようご配慮をお願いします。

また、報道等によれば、平成22年度概算要求において、厚生年金基金記録との突き合せに要する経費が新たに発足する日本年金機構の予算として相当額計上されているようです。厚生年金基金においては、記録の突き合せについて適切に事務処理を進めておりますが、被保険者記録と加入員原簿の記録が不一致の場合における所要の調査等については、こうした予算を活用し機構側で最大限の配慮をしていただけるよう、格別のご支援をお願い致します。

なお、社会保険庁と厚生年金基金の年金記録の突き合せについては、社会保険庁の管理する公的年金の記録の整備に結び付くことが考えられるため、突き合せに要する厚生年金基金の経費について、国において応分の負担をしていただきたくかねてより要望しており、併せて特段のご配慮をお願いします。

おって、記録の突き合せの事務を効率的に進めるため、具体的な事務処理手順について基金関係者と意見を調整し、改めて建設的な提言を行う所存であります。

平成21年12月10日

企業年金連合会

理事長 徳 永 哲 男

厚生労働省年金局長

榮 畑 潤 殿